国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件

国税庁告示第十二号

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件(平成三十年国税庁告示第十四号)の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月三十一日

国税庁長官 可部 哲生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の二重傍線を付した部分を追加する

改正後

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令<u>第五条第四項</u>、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第五条第四項、法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則(平成二十六年財務省令第二十二号)第八条第六項並びに消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)第二十三条の四第五項の規定に基づき、これらの規定に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を次のように定める。

改正前

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令<u>第五条第三項</u>、法人税法施行規則第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則第八条第六項並びに消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第五条第三項、法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第三十六条の三の二第六項及び第三十七条の十五の二第六項、地方法人税法施行規則(平成二十六年財務省令第二十二号)第八条第六項並びに消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)第二十三条の四第五項の規定に基づき、これらの規定に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を次のように定める。

- 1 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した 行政の推進等に関する省令(以下「省令」とい う。)<u>第五条第四項</u>に規定する国税庁長官が定 めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の 区分に<u>応じ</u>当該各号に定めるファイル形式とす る。
 - 省令第五条第一項の規定により同項に規定する申請書面等記載事項(第三号において 「申請書面等記載事項」という。)を入力し で送信する場合(次号に掲げる場合を除く。) XML形式

<u>二</u> [略]

- 三 省令第五条第二項の規定により申請書面等 記載事項をスキャナにより読み取る方法その 他これに類する方法により作成した同項に規 定する電磁的記録に記録された申請等の情報 を送信する場合 PDF形式
- 四 省令第五条第三項(第一号又は第四号(スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分を除く。)に係る部分に限る。次号において同じ。)の規定により次に掲げる書類に記載されている事項又は記載すべき事項を送信し、又は提出する場合 XBRL形式又はCSV形式

「イ~ニ 略]

五 省令<u>第五条第三項</u>の規定により次に掲げる 書類に記載されている事項又は記載すべき事 項を送信し、又は提出する場合 XML形式 又はCSV形式

「イ~ホ 略]

六 省令第五条第三項(第一号、第三号又は第四号(スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分を除く。)に係る部分に限る。)の規定により同項に規定する添付書面等記載事項(前二号に規定する事項を除く。次号において同じ。)を送信し、又は提出する場合

- 1 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した 行政の推進等に関する省令(以下「省令」とい う。)<u>第五条第三</u>項に規定する国税庁長官が定 めるファイル形式は、次の各号に掲げる場合の 区分に<u>応じ、</u>当該各号に定めるファイル形式と する。
 - 一 省令第五条第一項の規定により同項に規定 する<u>書面等に記載すべきこととされている事</u> 項を送信する場合(次号に掲げる場合を除 く。) XML形式

<u>一の二</u> [同左] [号を加える。]

二 省令第五条第二項 (第一号又は第四号 (スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分を除く。)に係る部分に限る。次号において同じ。)の規定により次に掲げる書類に記載されている事項又は記載すべき事項を送信し、又は提出する場合 XBRL形式又はCSV形式

「イ~ニ 同左]

三 省令<u>第五条第二項</u>の規定により次に掲げる 書類に記載されている事項又は記載すべき事 項を送信し、又は提出する場合 XML形式 又はCSV形式

[イ~ホ 同左]

四 省令<u>第五条第二項</u>(第一号、第三号又は第四号(スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分を除く。)に係る部分に限る。)の規定により同項に規定する添付書面等記載事項(前二号に規定する事項を除く。次号において同じ。)を送信し、又は提出する場合

XML形式

七 省令第五条第三項(第二号又は第四号(スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定により同項に規定する添付書面等記載事項を送信し、又は提出する場合 PDF形式

 $[2 \sim 4$ 略]

[附則略]

[別表略]

XML形式

五 省令第五条第二項(第二号又は第四号(スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定により同項に規定する添付書面等記載事項を送信し、又は提出する場合 PDF形式

[2~4 同左]

[附則 同左]

[別表 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。